

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例について

○財政上の措置

- ・ 認知症神戸モデル（事故救済制度、診断助成制度）の財源は、平成31年度から令和6年度までの特例期間を設けて、超過課税を活用している。
- ・ 特例期間について改正する必要がある。

改正前:平成31年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に係る均等割の税率は、神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号)第21条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に400円を加算した額とする。

改正後:平成31年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に係る均等割の税率は、神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号)第21条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に400円を加算した額とする。

【参考】

○第3期（令和7～9年度）の認知症神戸モデル事業費について

- ・ 第3期の認知症神戸モデル事業費（概算）（単位：千円）

	R7	R8	R9	計
診断助成	277,290	194,094	278,070	749,453
事故救済	94,296	82,473	88,302	265,071
計	371,585	276,567	366,372	1,014,524

- ・ 第3期の事業費については、以下要素などによる歳出の増加を想定している。
 - ① 高齢者数の増加や認知症への関心の高まりによる受診者数の増加
 - ② 認知症新薬への対応による検査費用の増加
 - ③ GPSサービスの改善
 - ④ 軽度認知障害（MCI）の診断後支援の拡充

【参考】

(個人の市民税の均等割の税率の特例)

第9条 前条第1項の規定に基づく施策を実施するため、次項から第4項までにおいて、個人の市民税の均等割の税率の特例を設け、これに必要な事項を定めるものとする。

2 平成31年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に係る均等割の税率は、神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第21条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に400円を加算した額とする。

3 前項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、次に掲げる経費の財源に充てるものとする。

(1) 市長が定める方法によって実施する認知症の診断に係る助成に必要な経費

(2) 前号に規定する診断において認知症と診断された者による事故について、第12条の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の判定に基づき、給付金を支給するために必要な経費

(3) 第1号に規定する診断において認知症と診断された者による事故についての賠償責任保険に加入するために必要な経費

(4) 前3号に定めるもののほか、事故の救済を実施するに当たって必要な事項として市長が定める経費

4 (略)

(財政上の措置)

第14条 市は、この条例の目的を達成するため、第9条に定めるもののほか必要な財政上の措置を講ずるものとする。